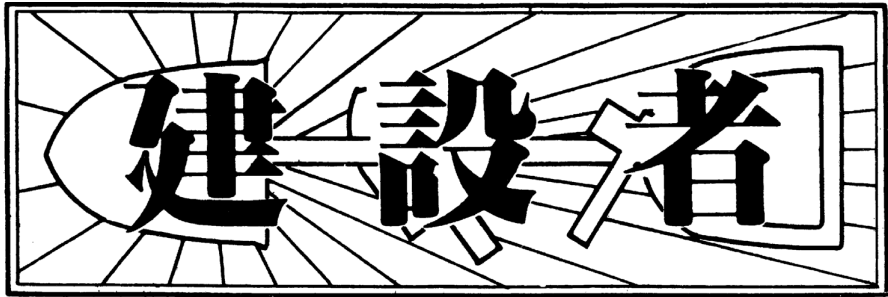


今月の葛飾組織現勢

2021年7月1日	4,399人
加 入	27人
転 入	0人
脱 退	81人
転 出	1人
2021年8月1日現在	4,344人



東京土建一般労働組合

葛 飾 支 部

〒124-0012 葛飾区立石8-34-4
電 話 (5698) 1 2 6 1
FAX (5698) 1 2 6 2
発行人 関 根 伸 正

NAMAZU活動者会議 救出訓練と炊出し

【仕事対策 深谷書記次
長】7月18日(日)支部会館
にてNAMAZU活動者会議
を行いました。新型コロナウ
イルス感染防止対策から当日
は24名の参加でした。

前半の会議では葛飾支部の
チームNAMAZUの現状と
役割を確認し、今後の課題も
討議しました。後半は会議室
から1階駐車場へ移動し実演
を。一昨年から取り組み始め
た倒壊家屋からの救出訓練を
5、6名1組で行ってもら
い、指揮するリーダー、ジャ

ツキの上げ下げや、屋根の傾
きや滑りがないかなどの役割
をローテーションしながら、
参加者は2つ以上の役割を体
験してもらいました。救出は
今回も毛布と手すり用の木材
を使った即席担架で行いまし
た。

演習最後はライフライン不
通を前提とした炊出しを初め
て試みました。昨年は備蓄食
料で行ったのですが、今回は
食材から挑戦し、カレーを作
りました。災害を想定して、
暖かい食事が出ることは何よ

りうれしいものです。

参加者募集

災害はいつ来るかがわかり
ません。そんな災害が発生し
たときに少しでも自らの身を
守る為、家族など大切な人
を守る為、そして困っている人
を助ける為にまた訓練を行
います。参加申し込みお待ちし
ております。

平和大行進

2021年は、人類史上は
じめて核兵器が違法化された
歴史的な年です。今年も葛飾
区内で原水爆禁止国民平和
大行進を7月24日(土)11時
から14時にかけて行いました。
葛飾支部からの参加は3人
でした。

今年は新型コロナウイルス
感染予防をとりながらの開催
となったため、平和大行進は
行わず、宣伝カーとスタンデ
ィングでのアピールとなりま
した。

当日は、東新小岩にある西
井堀親水公園で託された平和
行進ペナント(江戸川から)
を、宣伝カーを使って青戸平
和公園までアピール。その途
中3カ所、行進をしない参

スタンディングでアピール

加者がスタンディングでアピ
ールしました。また、当日の青
戸平和公園内では実際に長崎

に落とされたという原子爆弾
のモデルや、絵画を通じた核
兵器の悲惨さをアピールする
展示なども

あり、多角
的に平和を
伝えていこ
うとする取
り組みとな
りました。

葛飾区内
での平和大
行進は終着
点の青戸平
和公園で行
進ペナント
を足元に託
して終了と
なりまし
た。



足立ペナントの引き渡し
(左：日暮書記)

東京都宛要請ハガキ行動 ハガキの力で土建国保を守ろう



集まった厚労省宛のハガキ

6・7月に取り組んできた
厚生労働省宛要請ハガキは、
みなさまのご協力のもと50
94筆のハガキを集めること
ができました。ありがとうございます。

8月からは9月までの東京
都宛のハガキ要請行動に取組
みます。来年度の建設国保補

助金獲得の運動は私たちの建
設国保を守るうえでも必要な
取り組みとなります。医療保
険一元化阻止と建設国保育成
・強化の運動として、建設国
保補助金現行水準確保の取り
組みハガキ要請行動を多く
の組合員の方で進めていく必
要がありますので、ご協力お
願いたします。

ハガキシート組織人員分を
目標に取組みを進めます。た
だし、新型コロナウイルス感
染拡大予防をとりながら、可
能な範囲でお願いします。

- ・東京都宛ハガキ要請
8・9月の取り組み
- ・財務省宛ハガキ要請
10・11月の取り組み

支援金の相談は 支部事務所へ

新型コロナウイルスの影響
が仕事にある組合員の皆さん
は、国の月次支援金制度、及
び東京都独自の支援金制度を
検討ください。この支援金は
緊急事態措置・まん延防止等
重点措置の影響を受けた事業
者に対する制度です。

○国の月次支援金↓影響を受
け月の売り上げが50%以上の
減少が対象

○都の月次支援金↓影響を受
け月の売り上げが30%以
上の減少が対象

影響を受けて売上が減少し
ている組合員は、葛飾支部ま
で相談ください。

寅さん

東京オリンピック
クみなさんの記憶
にはどのような残
ったのであろう。

日本選手の活躍の
記憶、無観客での開催の記憶、
メディアで活躍を報道する傍
らでの新型コロナウイルスの
爆発的感染拡大の記憶など。
いずれにしても共通している
のは、新型コロナウイルスの
影響を受け、今まで経験した
ことのないオリンピックであ
ったという記憶であらう。
そして、忘れてならない後
世に伝え続けるべき記憶は、
戦争の記憶である。8月6日
の広島、8月9日の長崎、9
月15日の終戦。当然この代表
的な3つの日付以外にも、終
戦を迎えるまでの間、あまり
に多くのあまりに大きすぎる
戦争の被害・犠牲があった。
76年前の話である。今の日本
を見る限り、その時代を生
きた方であれば、想像すら難
しい時代である。世代がかわ
ってもこの記憶を受け継ぎ、
戦争の悲惨さを語り継ぎ、平
和な世界の重要性を認識し、
平和な世界を作り上げてい
く。今を生きるものにとって
平和な日本を引き継いでいく
のは大きな使命である。
オリンピックの理念には、
「スポーツを通して…理解し
合うことで、平和でより良い
世界の実現に貢献する。」と
いうものがある。平和の祭典
と呼ばれる理由である。
今も世界では、紛争が絶え
ない。核兵器禁止条約が1月
22日に発効、日本の立ち位置
はますます重要になる。被爆
国の日本には批准をし、世界
に発信をしてほしい。

夏日常拡大 人員増やし力にしよう

	2021年 1月1日 付	2021年 8月1日 付	1月比 増減	夏日常 拡大 目標	夏の日常拡大 成果表 8月1日現在													
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
た つ み	504	488	-16	13	●	●	●											増減▼16
奥 戸	393	395	2	10	●	●	●	●	●	●	●							増減◎2
本田立石	326	327	1	8	●	●												増減◎1
青 戸	160	159	-1	4	●	●												増減▼1
中央	391	395	4	10	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	増減◎4
堀 切	269	268	-1	7	●	●												増減▼1
亀 有	389	382	-7	10	●	●	●											増減▼7
細田高砂	367	382	15	9	●	●	●	●	●	●	●	●	●					増減◎15
柴 又	187	184	-3	5														増減▼3
新 金 町	322	319	-3	8	●	●	●	●	●									増減▼3
北 水 元	212	194	-18	5	●													増減▼18
幸 田	277	273	-4	7	●	●												増減▼4
水 元	393	387	-6	10	●													増減▼6
そ の 他	200	191	-9	5	●	●												増減▼9
合 計	4390	4344	-46	111	6月23人 7月26人 8月 人 合計=49人													
					1月1日付人員比 マイナス46人													



インボイス学習会

8月までは、夏日常の仲間増やし（拡大）の間です。統一行動日は設け

対象者を見つけ秋のスタートダッシュにつなげよう

土建本部、副主任書記の村本氏は、7月27日（火）に葛飾支部3F会議室にてインボイス学習会を開催され25名の参加となりました。講師に、東京



村本副主任書記

今年度のコロナ国保減免

新型コロナウイルス感染拡大は続いています。この状況を受け東京土建国保組合は昨年度も実施した国保減免制度を国保組合加入者を対象に今年度も実施します。対象となる方は次の方です。

- 【対象者】
- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（「世帯主」が死亡した組合員
 - ②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者（「世帯主」が重篤な傷病を

- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の事業収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）のいずれかの減少が見込まれ、次のaからcのすべてに当てはまる組合員
- a. 組合員の事業収入等の減少額が2020年又は2019年の当該事業収入等の額の10分の3以上
- b. 組合員の20年（19年との比較の場合は19年又は20年）の合計所得金額が1,000万円以下
- c. 組合員の20年（19年との比較の場合は19年又は20年）

群役員学習会を開催

例年であれば、群役員学習会は分会単位での開催を進めてきましたが、今年度は新型コロナウイルスの影響も考慮した取り組みとなりました。

未開催分会を対象に7月14・15日（水・木）の2日間を支部での開催として合計6分会26人の参加で行いました。



群役員学習会

の比較対象の所得以外の所得の合計額が400万円以下

【減免対象月数】

- a. 減免事由が世帯主の死亡及びコロナによる重篤な傷病の場合4か月分
- b. 減免事由が収入減少の場合

- ①2020年と比較して、2021年収入見込みが減少10分の5以上4か月
- ・10分の5未満10分の4以上3か月
- ・10分の4未満10分の3以上2ヶ月
- ②2019年と比較して2021年収入見込みが減少10分の3以上2ヶ月

【申請時期】
2021年7月1日～2021年11月19日まで

コロナ手当金

制度利用には必要書類がありますので、申請を希望される土建国保加入の組合員の方は、支部事務所までご連絡お願いいたします。

土建国保組合加入者が対象の、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる方が療養のために仕事を休んだときの手当金（新型コロナウイルス感染症手当金制度）が、今年9月30日まで延長となっています。

【手当金をうつるための基本的な条件】

○新型コロナウイルス感染症の療養のため仕事ができないこと

○連続する3日を含み、4日以上仕事を休んでいること（4日目以降の療養休業日が対象）

○給与の支払いがない、またはその支払額が感染症手当金より少ないこと（給与と所得者のみ）

右記手当金について対象となるかどうか、申請の方法については、支部事務所までお問い合わせください。また、申請には、医療機関の証明など必要書類があります。ご注意ください。

多くの仲間を迎え入れて、私たち建設業界の処遇改善に向けた組合要求運動の力にしていきたいでしょう。